

## 政府の NHK ではなく、視聴者・市民の NHK へ

奈良 NHK 問題を考える会 (2015.3.10) 小山紳人

### 1. NHK 誕生のあいまいさ

- ★ 1925 普通選挙と治安維持法
- ★ 官営説と民営説
- ★ 「成否隆替の逆賭に困難なる新規事業を政府に於て経営するは策の宜を得たるとは称し難し」(逓信省・通信局 1923)
- ★ 「本来政府専掌に属する事業なるにつき、国家の目的に接近し、政府の監督容易なる組織を有するものなること」  
「偉大なる拡播力、深刻なる徹底力を有する事業なるにつき、放送内容の選択其の他の事業の運行を不偏公正に行なひ得るものなること」→公益法人へ
- ★ 東京 (3500 件)、大阪、名古屋の 3 局体制 (1925)

### 2. 政府による国策機関化

- ★ 1926 年 3 局は解散され 1 本化される。各局反対するも、政府に押し切られる
- ★ 総会で希望決議「逓信省のとった態度に遺憾の意を表するとともに、将来の日本放送協会には断じて官憲の圧迫を斥け本来の精神に基づいて事業を遂行すること」
- ★ 1926 社団法人日本放送協会設立  
「国家非常の場合には、この放送は唯一無二の大通信設備として国務に供せられるのである」(安達逓信大臣)
- ★ 1928 昭和天皇即位式典にむけた全国中継網



(昭和天皇即位式典 1928)

### 3. ジャーナリズム組織となることへの妨害

- ★ 1925 東京の 11 の新聞・通信社の協議会はニュースの時間を 1 日 2 回、30 分と決め、東京放送局理事会に承認させる
- ★ 1931 満州事変で臨時ニュース、新聞編集局長連絡会が中止を要求
- ★ 1935 新聞連絡会、NHK 会長宛文書「放送ニュースは新聞記事の所謂アッペタイザーとして放送さるべきもの」

### 4. 戦争遂行機関へ

- ★ 情報局「戦争下の国内放送の基本方針」(1942.2)

目的 放送の全機能を挙げて大東亜戦争完遂に邁進す

基本方針 宣戦の大詔に基き皇国の理想を宣揚し国是を闡明す  
国民の挙国的決意を鞏固ならしむ



(大本営発表)

### 5. 占領軍に管理された放送

- ★ 放送委員会 (1946.1) 宮本百合子、滝川幸辰、矢内原忠雄、荒畑寒村、土方与志、聴濤克己ら 17 名 →会長に高野岩三郎を選出
- ★ 停波ストライキ (1946.10)
- ★ レッドページ (1950.7) NHK119、朝日 104、毎日 49、中日 36  
新聞通信放送で 704 人 (2.35%)

### 6. 放送法体制 (1950)

- ★ 番組編集基準

1. 公安及び善良な風俗を害しないこと
2. 政治的に公平であること
3. 報道は事実をまげないですること
4. 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること

★ 経営委員会

委員は、公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、両院の同意を得て内閣総理大臣が任命する

★ 郵政省が電波管理（1952 電波管理委員会廃止）

## 7. 介入と抵抗の歴史

1952 吉田首相の圧力で「日曜娯楽版」が「ユーモア劇場へ」

1965 「南ベトナム海兵大隊戦記」放送中止（中止は 60 年代に 61 件）

1976 郵政次官の天下りの小野会長辞任要求署名 130 万

## 8. 靱井会長の資質

「政府が右と言っているのに、我々が左とは言うわけにはいかない」（2014.1）

「政府の正式なスタンスというのがまだ見えないので、放送するのが妥当かどうかは慎重に考えないといけない」（2015.2）

## 9. 最近の言論介入とメディアの自粛

自民党による選挙報道申し入れ

風刺番組の自粛、辛口文化人の排除

異常な朝日新聞バッシング

言論の自由度の低下 11 位→61 位

## 10. 今後の課題

★ 市民からの NHK へのアクセス

★ 制度の変革 独立行政機関の設置、会長の公選

★ NHK 労組と市民の連帯

★ 市民メディアの強化